

令和3年5月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和3年5月14日(金)  
開会 13時28分 閉会 15時08分
- 2 開催場所 島田市役所 4階 第三委員会室(南)
- 3 出席委員 17名  

1 大塚 壹	3 柴田 重雄	4 進士 晴弘	5 鈴木 清壽
6 園田 睦子	7 田代 昌晴	8 塚本 仁司	10 増本 努
11 松本 禎夫	13 堤坂 幸一	14 松下 宣良	15 森西 正昭
16 鈴木 聡	17 鈴木 芳信	18 森 孝雄	19 山下 忍
- 4 欠席委員 3名  

2 久保田 哲	12 八木 純子
---------	----------
- 5 議事日程  
第1 議事録署名人の指名  
  
第2 報告 第6号 農地法第3条の3第1項の届出について  
第7号 農地法第18条第6項の通知について  
第8号 農地転用の届出について  
第9号 農地利用配分計画書の通知について  
  
第3 議案 第7号 農地法第3条(所有権の移転)について  
第8号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積(下限面積)」について  
第9号 許可後の事業計画変更について  
第10号 農地法第4条について  
第11号 農地法第5条について  
第12号 非農地証明願について  
第13号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員  

事務局長	山本 敏幸
係長	磯口 薫
主査	池田 梨左
主事	石原 裕之
主事	藤原 敬志
会計年度任用職員	鈴木 高雄

## 7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和3年島田市農業委員会5月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。

2番の久保田哲委員と12番八木純子委員から欠席の届出がありました。

本日の出席者は17名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは議事録署名人は、1番の大塚壹委員と3番の柴田重雄委員をお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第6号から報告第9号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第6号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第6号 農地法第3条の3第1項の届出について

下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、7件です。

2ページから3ページになります。

報告第6号につきまして、別紙のとおり7件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由はすべて相続によるもので、あっせん等の希望があるものは3番、4番、7番の3件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

（報告第7号 農地法第18条第6項の通知について）

次は5ページになります。

報告第7号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

5ページになります。

1番、2番と農協転貸となりますのでまとめて説明します。賃貸人である掛川市成滝の〇〇〇〇さんから大井川農業協同組合へ貸し出し、大井川農業協同組合から賃借人である菊川の〇〇〇〇さんへ貸し出していた基盤法による賃借権の解約となります。所在地は菊川と神谷城の農地、10筆2,489㎡、解約後については自作、利作補償はありません。

(報告第8号 農地転用の届出について)

6ページになります。

報告第8号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

7ページになります。

譲受人は島田市長 染谷絹代(都市基盤部 建設課)、譲渡人は川根町身成の〇〇〇〇さんで、所在は川根町身成の農地1筆、88.01㎡です。

場所は西ノ宮神社から西に約200m、川根デイサービスセンターから南西に約100mに位置し、農地区分は第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であるため、第2種農地(その他の農地)と考えられます。

転用理由は、道路の拡張です。事業名は市道原丹合線改良事業。事業の目的は、緊急車両等の通行に支障をきたすため、その改善のためです。

(報告第9号 農地利用配分計画書の通知について)

次は8ページになります。

報告9号 農地利用配分計画書の通知について

下記のとおり農地中間管理事業に係る農地利用配分計画書の通知があったので報告する。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

9ページをご覧ください。

権利を設定する者は静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)で、いずれも令和3年2月の総会で中間管理機構へ貸し出すことについて、利用集積計画の決定をいただいているものです。

権利の設定を受ける者は切山の農事組合法人〇〇〇〇。

権利を設定する土地は、切山の畑1筆、面積は1,455㎡の内48㎡です。

権利の種類は使用貸借権、作物は茶、設定期間は令和3年5月1日から令和22年11月30日までの19年7か月です。

以上、報告第6号から第9号の説明となります。

○議長(山下 忍) 報告第6号から報告第9号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員(森 孝雄) 農地法第3条の届出についてですが、相続の登記は1年以内と決まっていますでしょうか。以前10年たってから登記をしたものもあったのですが、分かったら教えてください。

○事務局(池田主査) 相続を知ってから10か月以内に届け出をしなければならないことになっています。相続の協議が進まないことで届け出が遅れてしまこともあり、罰則も明文化されていますが、今まで、島田市では適用したことはありません。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 農地利用配分計画書の通知で、農協転貸の解約がありましたが、まだ制度は残っているのか。

○事務局（池田主査） 農協転貸については、令和2年に制度はなくなっていますが、それ以前に契約したものについては期限まで契約が残っています。今回はその解約となります。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） 報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第7号 農地法第3条（所有権の移転）について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第7号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（磯口係長） それでは、10ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

11ページになります。

譲受人は、落合の農業兼会社員〇〇〇〇さん、耕作面積は21,051.4㎡、耕作従事日数は本人が150日で妻が100日です。

譲渡人は、被相続人〇〇〇〇相続財産管理人〇〇〇〇代表者社員〇〇〇〇さんです。

申請地は野田の農地1筆、面積は457㎡、区分は売買です。

理由は、譲受人は、既に近隣農地を借り受け耕作しており、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたく、また、譲渡人は、管理している相続財産処分のため譲り渡したいと考え協議を行ったところ同意が得られたため、申請に及んだものです。

場所は、島田市立総合医療センターより北東に約430m、島田市総合スポーツセンターローズアリーナより東に900mに位置しています。適正な管理が見込めることから、許可もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） その他、ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第7号の農地法第3条（所有権の移転）、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第8号農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第8号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について）

○事務局（磯口係長） それでは、12ページをご覧ください。

議案第8号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について  
農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積（下限面積）を、次のように見直すものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
13ページになります。

本案件は、島田市空家等対策計画に基づき、空き家に付随した農地の権利取得に限り農地法3条の別段面積（下限面積）を1アールとし、農家以外のものであっても空き屋に付随した農地を取得できることとした措置についての解除となります。

令和2年9月及び10月の総会でご承認頂いた、別表2に記載された農地8筆について、正式な売買が行われ、所有権の移転登記が完了したことが確認できましたので、指定の解除を行うものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） その他、ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第8号農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について、決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、申請書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、転用許可後の事業計画変更について7件上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第9号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（磯口係長）

それでは、14ページとなります。

議案第9号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍  
件数は、7件です。

15ページとなります。

1番です。当初計画人は、神座の宅地建物業〇〇〇〇で、変更後計画人は浜松市の建設工事業並びに宅地建物取引業〇〇〇〇です。

申請地は大柳の田5筆247.58㎡で、建売住宅用地としての申請です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

当初計画人は、令和2年8月に、申請地他8区画を住宅用地（特定建築条件付売買予定地）として転用の許可を受けましたが、変更後計画人から申請地を譲ってほしいという強い要望がありました。長引く新型コロナウイルスの影響で住宅需要は減少しており、変更後計画人とも話がまとまったため、申請に及びました。

一方、変更後計画人は、静岡県内全域において建設工事業並びに宅地建物取引業を営んでおり、当地域に優良住宅を提供したく申請に及びました。

2番です、当初計画人及び変更後計画人は、中溝町の建設業 〇〇〇〇で、資材置場としての一時転用です。

申請地は落合西の畑1筆2,638㎡です。場所は島田市総合スポーツセンターローズアリーナから北へ約200m、大津小学校から南西へ約540mに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

計画変更の理由は工期延長によるもので、令和2年11月、当初計画人は令和2年度野田・元島田地内排水路新設工事の資材置場として申請地の一時転用の許可を受けましたが、工期の延長及び排水路新設工事完了後に、中断している水道工事を施工する必要があるため、利用期間を7ヶ月延長したく、申請するものです。

計画は引き続き、資材、残土及び砕石の置場として使用する計画で、一時転用期間は農地復元期間を含み、令和3年5月16日から令和3年12月15日までを計画しています。

許可基準に基づく検討状況です。当申請は公共事業に伴う一時転用であり、農地復元計画も提出されています。また、工事現場に近接する申請地を資材置場として利用することは、工事の実施に必要な不可欠であるため、当申請は農用地区域内農地の不許可の例外に該当するとし、承認するにやむを得ないと考えます。

次に3番の当初計画人及び変更後計画人は、湯日の建設工事業〇〇〇〇で、資材置場として一時転用するものです。

申請地は、岸町の田2筆：合計1,366㎡で、島田土木事務所から北東へ約400m、岸三組公民館から南東へ約65mに位置し、農用地区域内農地（青地）です。

計画変更の理由は工期延長によるもので、令和2年11月、当初計画人は申請地を東光寺川河川拡幅工事の資材置場として一時転用の許可を受けましたが、工期延長のため、利用期間を2ヶ月延長したく申請に及びました。

計画は引き続き、資材や残土の置場、駐車場5台、建築面積16.68㎡の仮設事務所として使用する計画で、一時転用期間は農地復元期間を含み、令和3年5月1日から令和3年6月30日までを計画しています。

許可基準に基づく検討状況です。当申請は公共事業に伴う一時転用であり、農地復元計画も提出されています。また、工事現場に隣接する申請地を資材置場として利用することは、工事の実施に必要な不可欠であるため、当申請は農用地区域内農地の不許可の例外に該当するとし、承認するにやむを得ないと考えます。

次に16ページです。

4番。当初計画人は、被相続人〇〇〇〇さん、相続人〇〇〇〇さん、変更後計画人は、島の会社員〇〇〇〇さんで、自己住宅敷地にするものです。

申請地は島の田、現況宅地2筆で、面積は合計310㎡です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

計画変更の理由です。昭和46年9月、故〇〇〇〇さんが住宅敷地として農地法の許可を受け、土地の造成をしましたが、仕事の都合により、島田に戻ることができず現在に至ったところ、変更後計画人から自己住宅を建築したく申請地を譲ってほしいとの相談があったため、申請するものです。

一方、変更後計画人は、現在、島の実家に住んでいますが、子供が大きくなり実家が手狭になってきたことから、自己住宅を建築したく、当初計画人に申請地の譲渡を相談したところ、話がまとまったため申請に及びました。

次に5番です。当初計画人は、被相続人〇〇〇〇相続人〇〇〇〇さん、変更後計画人は〇〇〇〇さんです。

申請地は中央町の田、現況畑2筆で、面積は42.30㎡です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

計画変更の理由です。昭和28年1月、〇〇〇〇さんは住宅敷地として農地法の許可を受け、住宅を建築しましたが、地目変更をする前に建物の老朽化を理由に住宅を取り壊してしまいました。この度、変更後計画人から市街地に近接している申請地にて共同住宅を経営したいという強い要望があり、話がまとまったため、共同住宅のための貸地として計画変更を申請するものです。

次に17ページになります。

6番。当初計画人及び変更後計画人は、中溝町の建設業〇〇〇〇です。

申請地は、元島田の田1筆553㎡です。場所は島田実業高等専修学校から北へ約260m、元島田公会堂から南へ約80mに位置します。申請地は、第一種中高層住居専用地域の用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地です。

計画変更の理由は工期延長によるもので、令和3年3月、〇〇〇〇は申請地を令和2年度野田・元島田地内排水路新設工事の仮設駐車場として一時転用の許可を受けましたが、当該工事の工期延長により、利用期間を2ヶ月延長したいため、申請するものです。

計画では、引き続き、22台分の仮設駐車場として申請地を使用します。利用期間は農地復元期間を含めて、令和3年6月1日から令和3年7月31日までです。

許可基準に基づく検討状況です。当申請は、事業実施の確実性が高く、一時転用後の耕作計画書も提出されています。一時転用の目的が公共工事に伴うものであるため、承認するにやむを得ないと考えます。

次に7番です。当初計画人は、被相続人〇〇〇〇さん、相続人〇〇〇〇さん、変更後計画人は横井の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は横井3丁目の田、現況宅地の1筆で、面積は9.91㎡です。

場所等の詳細につきましては、5条での申請がありますのであらためてご説明いたします。

計画変更の理由です。昭和35年10月、故〇〇〇〇さんは農地法の許可を受け、申請地を工場敷地として使用していましたが、島田駅南口の開発に伴い、工場は移転することになり、この筆のみ地目変更をしないまま、今日に至りました。

この度、変更後計画人から住宅敷地拡張のため、申請地を譲ってほしいという相談があり、話がまとまったため、申請するものです。

一方、変更後計画人の父〇〇〇〇さんは自己住宅を建築後、申請地を借地として借り受けていましたが、この度、土地所有者である当初計画人との間で申請地の売買の話がまとまったため、物干し場として申請地を取得したく、申請に及びました。

いずれの計画変更についても、これまでの諸経過から承認してやむを得ないと考えるところです。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 5番案件についてですが、変更理由に「昭和28年1月に住宅敷地として農地法の許可を受け、住宅を建築しましたが、地目変更をする前に建物の老朽化を理由に住宅を取り壊してしまいました」と地目変更をしないでできてしまったとのことですが、これに類することで、畑地転用の申請をだして何もしない案件も同じで、昭和28年からなにも手続きとらずにいたということでしょうか。市内にはこのような案件は他にもあるのでしょうか。

○事務局（磯口係長） この案件ですが、大井川土地改良区の北側になり周囲に農地はほとんどありません。被相続人が昭和28年に農地転用の許可を取り、住宅を建て貸していましたが、地目変更の手続きをしないまま、相続が発生しました。その後、建物の老朽化で消防署から指導があり、建物を取り壊した後、地目変更をしていないことが分かり、共同住宅の話もあり、今回の申請となりました。

市内には地目変更の手続きをしていない土地はあると思いますが、分かり次第地目変更の指導をしていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問はありませんか。

ご意見もないようでございますので、採決いたします。この議案第9号 転用許可後の事業計画変更、7件について、申請書の提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この7件につきましては、申請書のとおり承認することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第10号 農地法第4条について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第10号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） それでは、18ページになります。

議案第10号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

19ページになります。

申請人は、中河町の無職〇〇〇〇さん。申請地は中河町の田、1筆で、面積は204㎡です。貸駐車場・住宅敷地拡張としての申請です。

申請地は、保健福祉センターはなみずきから南東へ約70m、特別養護老人ホームあすかから北東へ約200mに位置します。申請地は第二種中高層住居専用地域の用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

理由ですが、保健福祉センターはなみずきの職員から通勤車両の駐車場として申請地を借りたいという申し出がありました。また、申請地の一部を現在、自家用車駐車場として無断転用をしてし

まっているため、その是正及び物干し場としての利用のため、この度、申請に及びました。

計画としましては、貸駐車場3台、自己駐車場3台、物干し場の整備です。

許可基準に基づく検討状況です。当申請は無断転用の是正であり、申請地周辺に農地はなく、申請者の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第10号の農地法第4条、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの1件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第11号 農地法第5条について、7件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第11号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） それでは、20ページになります。

議案第11号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

なお、静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問する案件について、許可相当の答申があった場合は、農業委員会会長が許可するものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍  
件数は、7件です。

21 ページをご覧ください。

1 番、譲受人は浜松市の建設工事業並びに宅地建物取引業〇〇〇〇、譲渡人は、神座の宅地建物業〇〇〇〇です。計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は大柳の田5筆 247.58㎡で、JA大井川初倉支店から北東へ約220m、初倉公民館から北へ約170mに位置します。街区内の宅地化率が40%を超えるため、申請地の農地区分は第3種農地で、建売住宅用地としての申請です。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画では、申請地に木造2階建て、建築面積64.59㎡の住宅と3台分の駐車場を整備します。出入りは東側の市道から進入し、道路側溝を通して西側の用悪排水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、申請地に隣接する農地はなく、申請者の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2 番、使用借人は金谷根岸町の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は金谷根岸町の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は、金谷根岸町の田 現況畑2筆で、面積は122㎡。自己住宅敷地としての申請です。

場所は、金谷中学校から南西へ約220m、根岸町公民館から北西へ約250mに位置し、申請地は、

第一種低層住居専用地域の用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由です。使用借人は現在、妻と子供2人の4人で市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い、アパートが手狭になってきたことから自己住宅を建築したく、使用貸人である母親に相談したところ、申請地借用の承諾を得られたため、申請に及びました。

計画としては、軽量鉄骨造2階建て、建築面積 66.74 m<sup>2</sup>の住宅を建築し、出入りは北側の私道から進入し、排水は北側の道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、申請地周辺に農地は残りますが、排水先の検討がされており、営農への影響は少なく、申請者の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

3番、譲受人は、島の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は、北海道空知郡中富良野町の主婦〇〇〇〇〇〇さんで、自己住宅敷地にするものです。計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は島の田、現況宅地2筆で、面積は合計310 m<sup>2</sup>です。場所は、日限地蔵尊から北に約50m、金谷消防署から北東に約400mに位置します。街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地で、自己住宅としての申請です。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画では、申請地に木造平家建て、建築面積 117.79 m<sup>2</sup>の住宅と3台分の駐車場を整備します。出入りは西側の市道から進入し、排水は東側の用悪水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、申請地に隣接する農地はなく、申請者の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

4番、使用借人は中河町の会社員〇〇〇〇さん、使用貸人は、旗指の会社員〇〇〇〇さんです。計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は中央町の田、現況畑4筆で、面積は218.3 m<sup>2</sup>です。場所は、大井川土地改良区から北へ約70m、特別養護老人ホームあすかから西へ約300mに位置します。第二種中高層住居専用地域の用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地で、共同住宅としての申請です。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画では、申請地と隣接する宅地を合わせた敷地面積 820.34 m<sup>2</sup>の土地に軽量鉄骨造2階建て、建築面積 202.3 m<sup>2</sup>の共同住宅、11.94 m<sup>2</sup>の駐輪場及び10台分の駐車場を整備します。出入りは北側の市道から進入し、排水は南側の排水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は少なく、申請者の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

5番、譲受人は横井の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は横井の会社員〇〇〇〇さん、です。計画変更後の再度の5条申請となります。

申請地は横井3丁目の田、現況宅地の1筆で、面積は9.91 m<sup>2</sup>です。場所は島田駅から南東に約50m、島田南幼稚園から西に約250mに位置します。申請地は第二種住居地域の用途地区内の農地であるため、農地区分は第3種農地で、住宅敷地拡張としての申請です。

理由につきましては、先に計画変更で承認いただいたとおりでございます。

計画では、物干し場とする予定です。

許可基準に基づく検討状況は、申請地の周辺に農地は無く、申請者の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

22 ページです。

6番、使用借人は横岡の農業〇〇〇〇さん 医師〇〇〇〇さんで、使用貸人は横岡の農業〇〇〇〇〇さんです。

申請地は、横岡の畑1筆249㎡で、自己住宅敷地としての申請です。

宗源寺から南東へ約270mに位置し、横岡上地域農業技術研修センターに隣接しています。用途地域から500m以内に位置することから、農地区分は第2種農地になります。

転用理由です。現在、使用借人は申請地隣の実家にて生活していますが、2人目の子供が生まれ、実家が手狭になったため、自己住宅を建築したく使用貸人である父に、土地の借用を相談したところ、承諾を得られたため、申請に及びました。

計画としては、木造2階建て、建築面積123.38㎡の住宅1棟を整備し、進入は北側の私道から、排水は西側の排水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。当申請においては、使用貸人の茶畑が代替地として検討されていますが、使用貸人は茶農家であり、茶畑を減らすことが難しいため、普通畑である申請地が選ばれています。申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされています。申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

7番、借借人は福岡県の薬局経営〇〇〇〇で、貸貸人は東町の農業〇〇〇〇さん、同じく東町の農業〇〇〇〇さんです。ドラッグストアの店舗建設についての申請です。

申請地は東町の田及び畑4,538㎡です。なお、土地利用承認案件となり、開発行為についても申請中です。また、静岡県農業委員会ネットワーク機構への諮問案件となります。

申請地は、六合東小学校から南へ約250m、島田東町郵便局から南西へ約280mに位置し、農地区分は、街区内の宅地化率が40%を超えるため、第3種農地です。

転用理由です。借借人は福岡県を拠点に全国展開している薬局で、県内に3店舗、近隣では焼津市に出店しています。引き続き、静岡県内への出店を計画している中で、申請地は広さ及び交通の便が適していることから、この場所に出店したく貸貸人に相談したところ、承諾を得られたため、申請に及びました。

計画としては、鉄骨造平屋建て、建築面積1739.84㎡の店舗及び駐車場64台、駐輪場40台を整備し、出入りは北側の県道及び南側の市道から進入し、排水は南側の市道の道路側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況です。申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は少なく、排水先の検討もされており、申請人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第11号の農地法第5条について、7件のうち1件については静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申があった場合に許可することとし、また残りの農地法第5条6件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この6件につきましては、申請書の提

出どおり許可することにいたします。また、諮問する1件については、許可相当の答申があった場合に許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第12号 非農地証明願について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第12号 非農地証明願について）

○事務局（磯口係長） それでは、23ページになります。

議案第12号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

24ページになります。

申請者は旗指の〇〇〇〇さん。

申請地は、旗指の畑1筆 333 m<sup>2</sup>。用途は山林です。

申請者は平成25年に相続をしましたが、以前より樹木が密生して50年以上は経過しており、農地として耕作する状況になく、当時は法律に暗く、農地法の手続きが必要であることを知らなかったため現在に至っているものです。

申請地は、国道一号旗指インター北の静居寺からさらに北へ約200m、静居寺大沢沿いのです。

本申請に伴い、10年以上山林となっている旨の第3者からの証明があり、白地であることを確認しております。現況は山林化しており、農地としての復元が困難であるため、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないと考えるものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第12号 非農地証明願、1件について、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの1件につきましては、申請書の提出のとおり証明することに致します。

○議長（山下 忍） 次に議案第13号 農用地利用集積計画について、62件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第13号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、25ページをご覧ください。

議案第13号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第2号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和3年5月14日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

総数は62件で、その内訳ですが、所有権移転はありません。

利用権設定につきましては、使用貸借が31件で 38,861㎡。賃貸借が30件で 49,871.83㎡。使用貸借の転貸が1件で 1,503㎡。これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

利用権設定につきまして、貸付期間ごとに、利用権の種類と備考欄の設定の別を申し上げて説明とさせていただきます。

26 ページ。

1年間の設定です。

件数は1件で面積は1,562㎡、使用借権の再設定です。

27 ページ。

2年間の設定です。

件数は1件で面積は858㎡、使用借権の新規設定です。

28、29 ページ。

3年間の設定です。

件数は11件で面積は15,205㎡、新規の賃借権が1件。再設定の使用借権が6件、賃借権が4件です。

30 から 34 ページ。

5年間の設定です。

件数は26件で合計面積は39,791㎡、新規の使用借権が7件、内1件が解除条件付きです。賃借権が3件。再設定の使用借権が8件、賃借権が8件です。

35 ページ。

6年間の設定です。

件数は1件で、面積は3,864㎡、賃借権で、新規設定です。

36 ページ。

9年間の設定です。

件数は1件で、面積は1,489㎡、賃借権で、新規設定です。

37 から 39 ページ。

10年間の設定です。

件数は20件で、面積は25,966.83㎡、新規の使用借権が3件、賃借権が7件。

再設定の使用借権が5件、賃借権が5件です。

次に利用権の設定(転貸)について説明をします。

40 ページをご覧ください。

設定期間は5年間です。

件数は1件で、面積は合計1,503㎡、使用借権で、新規設定です。

川根町抜里の〇〇〇〇さんから静岡県農業振興公社(農地中間管理機構)へ貸し出し、農地中間管理機構から川根町抜里の〇〇〇〇さんへ貸し出す届出となります。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら

お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第13号の農用地利用集積計画、62件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員全員の賛成をいただきました。よって、この62件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして、総会を閉会いたします。